

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 MARK IS 静岡
- (2) 届出日 令和5年4月17日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更の届出（駐輪場台数 1,030 台⇒1,013 台）

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐輪場の確保について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。